

山梨県公報

第千九百八十一号

平成二十一年

九月十四日

月 曜 日

目次

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示	五二二
保安林の指定の解除の予定	五二三
道路の区域変更	五二三
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	五二四
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)	五二四
建築士法に基づく懲戒処分	五二六
落札者等の決定について	五二七
正誤	
平成二十一年三月三十一日付号外第二十号中	五二七

告示

山梨県告示第百六十七号

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年九月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程(昭和四十七年山梨県告示第四百七号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「助産施設及び母子生活支援施設」を「助産施設、母子生活支援施設及び自立援助ホーム」に、「及び母子生活支援施設の入所者」を「母子生活支援施設の入所者及び自立援助ホームの入居者」に改め、同表備考1中「及び里親」を「里親及びファミリーホーム」に改め、同表備考6中「里親」の下に「又はファミリーホーム」を加え、「別表第二の徴収金月額を当該月の開所日数(日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数とする。)で除した額に当該月の通所日数を乗じた額とする。ただし、十円未

満の端数を切り捨てるもの」を「零円」に改め、同表備考に次のように加える。
7 この表において自立援助ホームとは、県が行う児童自立生活援助事業の用に供する住居をいう。
8 この表においてファミリーホームとは、小規模住居型児童養育事業を行う者が当該事業の用に供する住居をいう。

別表第三のDの項中「一六、八〇〇円」を「八、四〇〇円」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

山梨県告示第百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年九月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 解除に係る保安林の所在場所
南アルプス市芦安芦倉字野呂川入一六八五(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
国立公園事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十一年十月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三七号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
富士吉田市松山四丁目七七九番の一地先から 富士吉田市松山五丁目七九四番の四地先まで	旧	二二・六 三〇・七	一一八・〇
	新	一一・六 二四・八	一一八・〇

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十一年九月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年九月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 みんなの楽校あつぷる
 - 2 代表者の氏名 角田恵
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市御坂町二之宮五百三十四番地三
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、子育て中の親とその家族、妊婦や将来親になる者、または子育て支援者に対して、育児支援、家庭教育支援に関する事業を行い、安心して子供を生み育てられる環境作りに寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年九月四日から同年十一月三日日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年九月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年九月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人南アルプス山麓いやしの里づくりの会
 - 2 代表者の氏名 三枝正揮
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市小笠原千三百六十八番地五
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、南アルプス山麓に広がる手つかずの自然を保護することを前提として、その素晴らしさを世の中に広め、そして後世に伝えることを理念として掲げる。
- 三 縦覧期間 平成二十一年九月四日から同年十一月三日日まで

動する

三 縦覧期間 平成二十一年九月四日から同年十一月三日日まで

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十一年九月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年八月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 テクノスエンジニア株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市古上条町三百七十八番地一
 - 3 代表者の氏名 永島幸次
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 二〇）第七八〇四号
 - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十一年七月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年九月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十一年八月三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 新政興業株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉二丁目十七番八号

3 代表者の氏名 土橋光矩

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第四一九三号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十一年七月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年九月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十一年八月十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社三正興産

2 主たる営業所の所在地 甲府市鍛冶屋町九百五十五番地一

3 代表者の氏名 石垣征夫

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第八五一五号

四 処分の内容 電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十一年八月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年九月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十一年八月十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 川口土建株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲州市勝沼町勝沼八百十八番地一

3 代表者の氏名 高野聖哉

三 許可番号 山梨県知事許可（特 一九）第九九九号

四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十一年八月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年九月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十一年八月十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 飯島工業

2 主たる営業所の所在地 都留市つる二丁目十八番二十号

3 代表者の氏名 飯島秀明

三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第九二〇二号

四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十一年八月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年九月十四日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十一年八月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社井出工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津三千九百八番地一
 - 3 破産管財人の氏名 小野正毅
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一九）第二七五四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年八月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年九月十四日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十一年八月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社中村
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市百々二千百一番地一
 - 3 代表者の氏名 中村和雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八九五七号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年八月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年九月十四日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十一年八月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社サイキ建設
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市武川町牧原千六百九十八番地
 - 3 破産管財人の氏名 竹山拓
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第六二〇六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年八月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年九月十四日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十一年八月三十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社伊藤工業所
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市天神町二番十二号
 - 3 代表者の氏名 伊藤研一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第七二七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年八月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建築士法に基づく懲戒処分

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第五項の規定により、二級建築士の処分をしたので次のとおり公告する。
平成二十一年九月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年八月二十六日
- 二 処分を受けた建築士の氏名 山中明
- 三 建築士の別及び登録番号 二級建築士 梨第二六一〇号
- 四 処分の内容 平成二十一年九月一日から三月間の業務停止
- 五 処分の原因となった事実 工事監理業務を受注するために、建築士事務所の登録が満了していることを知りながら、あたかも建築士事務所登録があるかのごとく装い、県からの通知文「一級建築士事務所登録について」を偽造して、別の建築士事務所に對し、ファクシミリにより送付することにより、これを行なったこと。

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年九月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 随意契約に係る物品等の名称及び数量
初動捜査活動支援システム 六式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十一年八月六日
- 四 随意契約の相手方の名称及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目一番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
四千九百九十四円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十一年三月三十一日山梨県規則第十七号（山梨県行政組織規則の一部を改正する規則）

一 上 一 第十七号 第十六号

平成二十一年三月三十一日山梨県規則第十八号（山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則）

五 下 終わりから一四 第十八号 第十七号

平成二十一年三月三十一日山梨県規則第十九号（山梨県事務委任規則の一部を改正する規則）

二四 下 終わりから九 第十九号 第十八号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番